# 議 事 録

## 令和元年度四万十町農業委員会5月総会

日 時 令和元年5月24日(金)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 東庁舎 多目的大ホール

日 程

第1 指定第3号 会期の決定について

第2 指定第4号 議事録署名委員の指名について

第3 報告第3号 非農地証明事務処理報告

第4 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第6号 四万十町農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

第8 議案第8号 四万十町農業委員会が定める別段の面積について

第9 その他

### [出席委員]

1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠

6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 太田 祥一 10. 山本 道雄

11. 甫喜本 治誠 12. 山脇 文男 13. 伊東 智江 14. 武内 道則 15. 吉良 榮

16. 竹内 純 17. 中原 英昭 18. 宮脇 眞弓 19. 林 幸一

20. 中城 康子 21. 欠席 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子

25. 窪田 良一 26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. 大西 博之 29. 石田 芳秋

30. 澤田 憲男 31. 猪野 啓一 32. 欠席 33. 東出 一茂 34. 宮谷 和夫

35. 山﨑 力 36. 上野 渡 37. 田村 守 38. 欠席 39. 梶原 美智

#### [欠席委員]

21番 岡村博晶 32番 山本奨一 38番 佐々木通

#### [事務局]

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長

それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 5 月総会を開催いたします。 ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げま す。

会長

皆さんご存知の通り、「とさのさと」がオープンしました。先日理事会で報告がありました。この 10 連休の間に 10 日間で売り上げが 6600 万円、1 日約 3600 人、1 日 550 万円で 1 人当たり 6 点、1500 円ぐらいの売り上げがあるそうです。今のところ順調だそうです。

それから、皆さんご承知のように、農地中間管理機構の一部を改正する法律が先日参議院を通過しまして、決定いたしました。その中で農業委員会の位置付けということで、機構改革法 26 条第 3 項で農地利用最適化の重点化、明確化ということで、農地所有者の意向把握と集落での話し合いというのがその中でも謳われております。要は、人・農地プラン先日も事業に必要だからやらないといけないと申しましたが、全てやりなさい、という考え方です。行政の方はやっていないところについては今から工程表を作って順次やりなさいと、地域の農業委員さん、最適化推進委員さんの担当の名前を入れて工程表を作りなさいということになっているようです。今から現実的に補助金があるからとか関係なく、全てやりなさいということですので、皆さん、地域での人・農地プランを地元でもしていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

また、5月21日の日本農業新聞には国交省の話が出ておりまして、国交省の国土管理専門委員会は、人口減や担い手不足を踏まえ将来的に放置されることが予測される土地について新たな管理の在り方の提言をまとめたと、国が示す一定の基準を参考に地域住民が話し合い、管理する土地と放置する土地を区分けし、管理する土地は住民が協力して農産物を栽培するなど、使い道を自分たちで決める、国は個人による利活用を重視してきたが、地域による管理へと方針を転換すると国交省が今年1年かけて方向を決めていくということで、農水省は人・農地プラン、集落であったり、エリアであったりで農地を守っていく方向が国交省も含めて動き出したというようなことになっていると思います。

それから、来週の月、火には全国農業委員会会長大会が東京でありまして、四万十町からは局長と山﨑力委員に行ってもらうようになっております。今回は、事例報告もありますが、与党の皆さんと一括して要請を受けてくれるということですので、1時間ぐらい時間をもらってますので、色々な話もしてきたいなと考えています。簡単ですが、報告にかえさせていただいて挨拶とさせていただきます。

それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会5月総会を開会致します。 四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、私が議長を務めますのでよ ろしくお願い致します。

議長

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 31 番猪野啓一委員にお願いします。 憲章は添付書類の最後にございます。 委員 ~朗読~

議長ありがとうございました。ご着席下さい。

本日の会議に、21番岡村博晶委員、32番山本奨一、38番佐々木通委員から欠席の届け出ております。

それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。

事務局 皆さんのお手元に先月の議案書があると思いますが、そちらの方をご覧ください。4月の総会に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についての件をやったのですが、番号3番と4番について農地区分の判断に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。番号3番、4番共に農地区分を第2種としておりましたが、県での判断では第1種農地10ha以上の集団の農地の一部という判断になりましたので、農地区分については申請者の判断ではなく、こちらの事務局の判断でして事務局の判断が不十分であり、大変申し訳ありませんでした。訂正させていただきたいと思います。第1種になりますと、原則転用は不許可になりますが、例外規定であります農地法施行規則第33条第1項第4号の住宅その他申請にかかる土地周辺地域に居住するものの日常生活上、また業務上必要な施設で接続して設置されるものに該当いたしますので第1種農地であっても例外的に許可できる場所と確認しております。許可要件は備えていることを申し添えて訂正の報告とさせていただきます。以上です。

議長
ただ今の件についてご質問等はございませんか。

17番 1種から2種に下がるなら訂正でいいと思いますが、2種から1種になるのに訂正だ けで何とかなるもんなんですか。

事務局 ここについては、申請者本人が出してくる判断材料ではないので、こちらの方で判断 した部分が不十分であったということで、面積や、所有者が代わるとか大規模ではない ので、その部分に関しては、修正は可能かと判断します。

17番 2種で OK が出たものが、ワンランクアップして 1種になっていいですかというの が訂正でなんとかなるんですね。

議長 案件としては訂正ですが、1種になるということは毎月行われている県の常設審議委 員会というのにかかります。その手続きは別途の手続きが続きます。案件としての内容 はここで、訂正で変えたりできます。

事務局 付け加えさせてもらいました例外規定で許可要件は備えているという部分もありましたので、今回訂正という話で、無理な案件であれば一旦取り下げて再度ということに

なると思います。県の方にも了解を得たところです。

議長

よろしいですか。本人も早く転用したいという思いもありますし、その辺も事務局と しても早くやっていかないといけないという思いもありますのでその辺はご理解いた だきたいと思います。

他ありませんか。なければ、報告のとおり訂正させていただきます。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により 農業委員19名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、 本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。それでは、議事に移ります。 日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会 5 月総会の会期は、令和元年 5 月 24 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員に17番、中原英昭委員と、30番、澤田憲男委員を 指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第3、報告第3号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書は3ページをご覧ください。今月は全部で2件となっております。1番からご説明させていただきます。添付資料は1ページから3ページです。仕出原字上ヤシキ415番1、地目、畑、面積747㎡です。申請地は火事で焼けてしまい現在は更地となっておりますが、平成元年月日不詳より資料の2ページの航空写真のように宅地となっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4、証明基準の工、人為的転用した土地ですでに20年以上経過している土地のため、非農地であると認め、平成31年4月23日非農地証明書を発行しております。続きまして、番号2番、添付資料は4ページから5ページです。北琴平町810番6、地目、田、面積、53㎡です。申請地は昭和57年月日不詳頃より建物の敷地として使われてお

り、宅地となっております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準の工、人為的に転用した土地で、すでに 20 年以上経過しておる土地のため非農地であると認め、令和元年 5 月 8 日非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何か ありませんか。特になければ報告第3号は終わります。

議長

続いて、日程第4、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ 事務局 いてをご説明いたします。議案書につきましては、4ページ、今回は窪川地域から は1件、西部地域から1件となっております。番号1番についてご説明いたしま す。添付資料につきましては6ページから8ページをご覧いただきたいと思いま す。申請地は1筆、床鍋字岡 754番、地目、畑、面積、588㎡の内 30㎡の農地で す。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由につきましては納骨堂 の新設になります。農地区分つきましては、第1種、第3種、いずれの要件に該 当しないその他の農地第2種と判断をしております。転用計画につきましては8 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画でございます。周 囲の状況は東側、南側は同意ありの畑、西側は申請人の畑と宅地、北側は山林とな っております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷 きにする計画でございます。進入路につきましては、西側の宅地から自己所有の畑 内を通り進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで周辺自己所有農地で 自然排水する計画でございます。関係法令つきましては、墓地埋葬法の申請は現在 申請中であることを担当課で確認をしております。資金計画につきましては、金融 機関の残高証明にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

続きまして西部地域からです。番号 2 番についてご説明いたします。申請地は 1 筆です。添付資料は 9 ページから 11 ページになります。土地の所在地、相去字松ノ木谷 483 番 1、地目、畑、面積 233 ㎡の内 17.92 ㎡になります。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。当申請地につきましては、既に納骨堂が新設されておりまして、申請人からは法令違反したことについての反省の始末書が提出されております。転用計画につきましては、添付資料 11 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況につきましては、周囲の全て申請人の農地となっております。土地の造成計画・整地計画につきましては土地造成なしで整地のみとなります。進入路につきましては、南側の実家の敷地から直接進入をします。排水計画につきましては、墓地部分の雨水は自己所有の畑に勾配をとり、畑にて自然浸透する計画です。関係法令に基づく墓地埋葬法の申請は、現在申請中ということを担当課で確認をしております。番号 2 番については以上です。

議長 議案第4号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願い します。番号1番、7浜田大彰委員。

議長 はい、それでは番号2番、17番中原英昭委員。

17番 現地の確認、聞き取りに行って来ました。場所は相去の通りを1本入った山際の住宅に面した家庭菜園的な畑の一部になります。周りの土地は自己所有地であるので隣接する住宅はありません。尚、目隠しの生け垣を設置する予定となっております。事務局の説明がありましたように事前着工されております。指摘を受けるまで知らなかったということで、始末書を提出していただいて反省もしているようです。許可前に着工しているということで、大変問題ではありますが、現地の確認と聞き取りの結果、用途には問題ないと思います。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第4号 農地法第4条第1項の 規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決することに賛成の 委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書について 5 ページ、今月は 1 件となっております。番号 1 について説明いたします。添付資料は 12 ページから 15 ページになってお

ります。申請地は1筆、平串字出雲 439番1、地目、田、面積 995 ㎡、同じく平串字出雲 440番1、地目、田、面積、229 ㎡、合計 1,224 ㎡の農地です。権利事由は売買による所有権移転でございます。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電装置の設置、転用理由につきましては太陽光発電事業を行うためでございます。農地区分ですが、申請地は高速道路、四万十町中央インター上り口地点から 300m以内の農地であり第3種農地と判断しております。転用計画につきましては 14ページの土地利用計画図に示している形で太陽光パネルを整備する計画でございます。周囲の状況ですが西側は同意ありの農地、南側、東側は鉄道の線路、北側は町道と原野等となっております。土地の造成につきましては現状のまま整地し整備する計画でございます。進入計画につきましては、北側の町道から進入を計画してます。排水計画につきましては、雨水は自然浸透として、余水につきましては、南東側の既存の排水先へ排水する計画でございます。資金計画につきましては、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しております。以上です。

議長 議案第5号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。はい、29番石田芳秋委員。

29番 1番について説明いたします。申請に係る用途に供することの確実性ですが、 許可が下り次第工事をするということを確認しております。計画の妥当性につきま しては、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺農地の同意もあり営農への 支障もないと思います。それから、排水につきましても事務局の説明がありました ように、雨水は自然排水、大水の場合は南東側に水路を設置するということで、問 題ないと思います。以上の確認の結果番号1番の転用については特に問題ないと 判断いたします。

議長 議案第5号について委員の補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。はい、3番廣井栄治委員。

3番 土地の所在地が2筆になっていますが、図面上では3筆あって図面の太陽光の載っている図面では441番1という図面がありますが、面積は1,322㎡、議案書では1,224㎡になっていますが、これはどういうことですか。

事務局 今、ご指摘いただきました分は、この地図でいうとカタカナで「ヒ」、赤で囲んだ真ん中の部分は地目が原野となっておりまして、この面積が98㎡、全部足すと1,322㎡になります。今回はこの部分も含めるので面積には含まれていますが、農地転用には2筆の農地の部分だけで申請があがってきています。

3番 もう1点いいですか。中に道とありますが、赤線だと思いますが、これもですか。

事務局 そこについては、確認しましたら残して、それ以外をやるようになっております。

3番 分かりました。

議長他何かご質問ございませんか。

(なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。 ここで休憩にします。

議長 続いて、日程第6、議案第6号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。議案第6号 番号13番から15番は議席番号36番上野委員が、 四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号 1番から12番の審議、採決を行い、その後に36番上野委員に退席していただき、 番号13番から15番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画の定め、令和元年6月3日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ページは7ページから9ページです。件数は15件です。うち窪川地域11件、西部地域4件です。利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者の氏名、住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。番号1から、11までは農地中間管理事業の関係ですので、まとめて説明します。添付資料、位置図等は17ページからとなります。番号1番、土地の所在、七里字ツルイノ元甲597番、地目、田、面積、3,036㎡。番号2番、替坂本字宮ノ地180番2、地目、田、面積、527㎡、外1筆、計2筆、896㎡。番号3番、見付字山口2457番、地目、田、面積、2,303㎡。番号4番、見付字山口2459番、地目、田、面積、893

㎡。番号5番、市生原字中ダバ24番、地目、田、面積、673㎡。番号6番、志和峰字小越谷555番、地目、田、面積、1,815㎡。番号7番、本堂字新屋1314番1、地目、田、面積、1,094㎡、外1筆、計2筆、4,140㎡。番号8番、下呉地字横枕743番、地目、田、面積、1,917㎡、外2筆、計3筆、6,860㎡。番号9番、六反地字山崎20番1、地目、田、面積、629㎡、外9筆、計10筆、9,635㎡。番号10番、数神字石サシ本田819番、地目、畑、面積、142㎡。番号11番、向川字岡屋敷412番、地目、田、面積、3,116㎡です。設定は全て新規になります。期間は令和元年6月3日から令和11年6月2日までの10年です。権利は全て使用貸借権での設定です。窪川地域は以上です。

続きまして、西部からです。番号 12 番、添付資料は 52 ページから 54 ページになります。位置図等は 54 ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字砂田 1525 番 1、地目は田、面積は 1,028 ㎡です。以下 2 筆あり、合計で 3 筆、面積が 2,646 ㎡です。設定は更新の設定になります。期間ですが、令和元年 6 月 3 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 3 年になります。作物は水稲を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第6号、番号1番から12番について事務局の説明が終わりました。1番から11番については、農地中間管理機構に関する案件ですので、配分計画で補足していただきますので、それ以外の12番についてについて担当委員の補足説明をお願いします。はい、13番伊東智江委員。

13番 12番について説明いたします。利用権設定をする者は県外在住のため設定を受ける者に確認をしました。現地も確認しました。契約の更新であり前回と同様、内容にも変更はありません。特にトラブル等見受けられませんでしたので、問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第6号、番号1番から12番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 他にありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ござい ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し、採決します。

議案第6号、四万十町農用地利用集積計画の決定について番号1番から番号12番を 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号、四万十町農用地利用集積計画の決定 について番号1番から12番は原案のとおり可決されました。 続いて、番号 13 番から 15 番の審議を行いますので、36 番上野渡委員は退席を お願いします。

(36番 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、番号 13 番ですが、番号 13 から番号 15 番まで利用権の設定を受ける者が同じ人になりますのでまとめて説明させていただきます。なお、利用権の設定する者で、相続人は同じ方ですが、登記名義人が違うため、番号を分けております。添付資料は 55 ページから 61 ページになります。位置図等は 54 ページと 61 ページをご覧ください。番号 13 番、土地の所在地、広瀬字アンメン 242 番、地目は田、面積は、672 ㎡です。番号 14 番、土地の所在地、広瀬字ナカ谷 613 番 1、地目は田、面積 312 ㎡、外 1 筆あり、計 2 筆、1,518 ㎡です。番号 15 番、土地の所在地、広瀬字ナカ谷 613 番 2、地目は、田、面積 448 ㎡です。設定ですが、全て新規の設定になります。期間はどれも令和元年 6 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年 10 ヵ月になります。作物は水稲を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。賃借料ですが、この 4 筆全てで玄米 90 kgになります。以上です。

議長 議案第6号、番号13番から15番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

15番 地図が分かりづらいので説明します。道の駅とおわから旧道に入って下った所に広井小学校のすぐ西側がアンメン、南側にあるのがナカ谷です。3筆ありますが、1枚になっております。現地確認と借受人、貸出人双方から話を聞いてきました。現況は田です。新規設定ですが、これまでと同じ稲作であり、周辺に悪影響を及ぼすことはありません。借受人は地域の担い手であり、数少ない専業農家です。貸出人は高齢のため農業を断念、土地を貸し出すことにしました。双方問題ないと思います。

議長 議案第6号、番号13番から15番について質疑を許します。質疑はありませんか。 はい、35番山崎委員。

35番 事務局に伺いたいのですが、利用権の設定を受ける者と担当委員ですが、甥、 叔父の関係ですがこれに関して何も問題ないのですか。

事務局 退席につきましては自己、自己の親族が案件にあった場合に退席してもらっています。補足説明とかは親戚であっても問題はありません。もし担当地区でやりにくいとかがあれば、議案が配布された時言っていただければ違う委員さんにお願いするようにします。

議長 他に何かご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。

議案第6号、四万十町農用地利用集積計画の決定について番号13番から15番を、 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、四万十町農用地利用集積計画の決定について番号13番から15番は、原案のとおり可決されました。

36番上野渡委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

(36番 上野渡委員 着席)

議長 上野渡委員、番号 13 番から 15 番は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第7号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。議案第7号、番号4番、5番は議席番号30番澤田憲男委員が、番号6番は、議席番号7番浜田大彰委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号1番から番号3番の審議、採決を行い、その後に30番澤田憲男委員に退席をしていただき、番号4番、5番の審議、採決を行います。その後、7番浜田大彰委員に退席をしていただき、番号6番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり、農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。ページは、11ページから13ページです。件数は、6件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は63ページからとなります。それでは、番号1番から3番まで説明します。番号1番、土地の所在地、数神字石サシ本田819番、地目、畑、面積、142㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和11年6月2日までです。番号2番、土地の所在地、向川字岡屋敷412番、地目、田、面積3,116㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は県認可日から令和11年6月2日までです。番号3番、土地の所在地、仁井田字永泉畑172番、地目、田、面積1,453㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が7,934㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日か

ら令和7年11月30日までです。再配分です。以上です。

議長 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番を31番猪野啓一 委員。

31番 番号1番ですが、権利の設定を受ける方は、兼業農家ではありますが、地域の担い 手として頑張っております。公社の方にも本人にも確認を取りました。問題ないと判 断しました。続きまして2番、こちらの方も地域のリーダーであり、公社、本人に も確認して問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号3番。29番石田芳秋委員。

29番 借受人から確認をしました。借受人は若いですが、認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。再配分ということで、配分計画のとおり問題ないと思います。なお、1筆目につきましては、里芋、2筆3筆目につきましては、水稲を作付けするということです。以上です。

議長 議案第7号、番号1番から3番について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号1番から3番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号1番から3番は原案のとおり可決されました。

続いて、番号4番、5番の審議を行いますので、30番澤田憲男委員は退席をお願いします。

( 30番 退席 )

議長事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 4 番、5 番の説明をします。番号 4 番、土地の所在地、本堂字福田 1192 番、地目、田、面積 1,428 ㎡です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 5,349 ㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 11 年 1 月 31 日までです。受け手は、農地所有適格法人であり、認定農業者です。再配分となりま

す。番号 5 番、土地の所在地、七里字ツルイノ元甲 597 番、地目、田、面積 3,036 ㎡です。以下 8 筆あり、合計 9 筆で、面積が 13,756 ㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 11 年 6 月 2 日まで。受け手は、農地所有適格法人であり、認定農業者です。以上です。

議長 議案第7号、番号4番、番号5番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号4番、番号31番猪野啓一委員。

31番 4番、権利の設定を受ける方は地域の大規模な担い手としてやってくれています。 公社の方と双方に確認しましたら問題ないということでしたので問題ないと思いま す。

議長 番号5番、七里の案件を26番甲把雄委員。

26番 番号5番につきまして借受人から電話で確認いたしました。借受人は認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。配分後はWCSを植える予定と聞いています。以上、配分計画案のとおり問題ないと思います。

議長 次の替坂本の案件を7番浜田大彰委員。

7番 替坂本の借受人の方から先日電話で確認をしております。借受後は大豆を耕作する ということで、近隣の圃場でも今まで大豆を耕作しているということで、周りへの影響もないと考えますので案件どおり問題ないと判断しました。以上です。

議長 続いて、見付の案件を20番中城康子委員。

20番 見付地区ですが、借受人に電話で確認しました。大豆の作付けをすると返事をいただいております。借受人は、同地区でも耕作をしているので問題はないと思います。 以上です。

議長 市生原の案件を6番下元誠一郎委員。

6番 借受人は当地区でも 2ha くらいの借受をしている農地所有適格法人であり、地域の担い手でもあります。農業公社を通じての使用貸借権で問題ないと思います。作物は WCS を植える予定です。

議長 志和峰の案件を事務局お願いします。

事務局 志和峰の案件について欠席の山本委員から聞いております。再配分について問題ないと考えられるということです。再配分後の耕作は大豆ということです。以上です。

議長 本堂の案件を 31 番猪野啓一委員。

31番 借受人は地域の担い手の法人です。公社と双方に直接会い伺いまして問題ないと 判断しました。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。番号4番、5番について質疑を許します。質 疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号4番、5番を、 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号4番、 5番は、原案のとおり可決されました。

議長 30番 澤田憲男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

( 30番 澤田憲男委員 着席 )

議長 澤田委員、番号4番、5番は、原案のとおり可決されました。

続いて、番号6番の審議を行いますので、7番浜田大彰委員は退席をお願いします。

( 7番 退席 )

議長 事務局の説明を求めます。

義務局 それでは、番号 6 番の説明をします。土地の所在地、下呉地字横枕 743 番、地目、田、面積 1,917 ㎡です。以下 12 筆あり、合計 13 筆で、面積が 16,495 ㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 11 年 6 月 2 日までです。以上です。

議長 議案第7号、番号6番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。28番大西委員。

28番 借受人から確認しました。借受人は地域の法人で、また認定農業者でもあります。 計画案どおり特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 以下六反地の案件を8番宮﨑恵美子委員。

8番 大西委員さんの続きです。作物についてですが、水があるところは WCS の飼料 稲を作りその他はネギと枝豆を中心に作るということでした。問題はないと思います。

議長 番号6番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採択します。

議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号6番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号6番は、原案のとおり可決されました。

議長 7番浜田大彰委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

(7番 浜田大彰委員 着席)

議長 浜田委員、番号6番は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第8号、「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、四万十町農業委員会が定める別段の面積についてご説明いたします。 資料の方は、82、83ページになります。農地を取得する場合、取得後の面積の下限 は農地法で定められています。別段の面積、下限面積ですが、平成21年の法改正に より農業委員会が別段の面積を定めるとなっており、農業委員会は毎年別段の面積、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっています。現在の四万十町の別段の面積はお手元の資料82ページにあるように30アールとなっております。別段の面積については、農地法施行規則第17条第1項により当該設定区域内において定めようとする面積未満の農家が総数の概ね100分の40を下回らないよう

に算定されるものであるとされています。資料 83 ページをご覧ください。現在の農家台帳における経営面積と農家数となっており、10a の単位で表にしております。右下のところに 20a 未満、30a 未満、40a 未満の経営世帯とその割合を表にしております。30a 以上 40a 未満の世帯が概ね 40%となっており、下限面積は今年も 30a と考えます。以上です。

議長事務局の説明が終わりました。

議案第8号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。

議長 議案第8号、四万十町農業委員会が定める別段の面積については、現行の30アールで変更は行わないことに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号、四万十町農業委員会が定める別段の面積については、現行の30アールで変更は行わないことに決定します。

続いて、日程第9、「その他」の件についてを議題とします。事務局でありませんか

議長 委員の皆さん何かありませんか。

なければその他の件についてはこれで終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会5月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分